

市販の既製曲を編集・録音して使用する団体のみご返信ください。

かごしま春祭振興会（佐藤）事務局 行き
FAX 099-227-1977

ご連絡期限 4月9日(金)

かごしま春祭大ハンヤ2010

既製曲の使用に関する許諾申請書（主催者提出用）

貴団体が製作されたオリジナル曲の中に既製の楽曲を使用（編集）されている場合、または既製の楽曲をそのままダビング（コピー）して使用される場合、主催者（当振興会）と出演者（貴団体）ともに日本音楽著作権協会への利用許諾申請手続きが必要となります。

つきましては、主催者（当振興会）が行う利用許可申請の手続き上、下記にご記入してFAX（または郵送）にてご回答下さいますようお願いいたします。また、出演者におかれましても、使用する音源（ダビング CD・MD・テープ）の録音に対する手続き（録音利用申込手続き）が別途必要となります。

なお、市販されているCD（テープ）をそのまま利用される場合、手続きは不要です。

平成22年 月 日

団体名() ご担当者名()

演奏曲目	作（訳）詞者	利用方法	作（編）曲者	演奏・歌唱者名	演奏時間
		1. 曲のみ			分
		2. 詞・曲（オリジナル）			
		3. 詞・曲（カバー）			
		1. 曲のみ			分
		2. 詞・曲（オリジナル）			
		3. 詞・曲（カバー）			
		1. 曲のみ			分
		2. 詞・曲（オリジナル）			
		3. 詞・曲（カバー）			

注意事項（CDなど録音物の製作の手続きについて）

- 1) 市販のCD・テープなどを音源として利用する場合、別途CD・テープの製作者の許諾が必要となります（著作権隣接権）。直接レコード会社がお問い合わせ窓口です。
- 2) 著作者の許可無く著作物に替歌を付したり、改ざんその他変更を加えたりして利用することは、著作者人格権の侵害となりますのでご注意ください。
- 3) 許諾申請手続き等を取らずに無断で利用した場合、民事上の責任のほか刑事上の責任を問われることがあります。音楽をご利用になる前に必ず許諾手続きを行ってください。

詳細は、日本音楽著作権協会（JASRAC）ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問合せ先 (社)日本音楽著作権協会 録音2課 TEL: 03 3481 2169

ホームページ <http://www.jasrac.or.jp>